

**諸外国における
金融機関のマネー・ローンダリング
対策に係る調査**

平成 25 年 2 月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目 次

I. 英国	1
1. 法人顧客の「真の受益者」	1
(1) 法令による規定.....	1
(2) 銀行における運用の実態.....	6
(3) 金融機関に対する当該義務違反処分の状況.....	9
2. 継続的な顧客管理	11
(1) 法令による規定.....	11
(2) 銀行における運用の実態.....	12
(3) 金融機関に対する当該義務違反処分の状況.....	14
II. フランス	17
1. 法人顧客の「真の受益者」	17
(1) 法令による規定.....	17
(2) 銀行における運用の実態.....	21
(3) 金融機関に対する当該義務違反処分の状況.....	22
2. 継続的な顧客管理	24
(1) 法令による規定.....	24
(2) 銀行における運用の実態.....	26
(3) 金融機関に対する当該義務違反処分の状況.....	27
III. ベルギー	29
1. 法人顧客の「真の受益者」	29
(1) 法令による規定.....	29
(2) 銀行における運用の実態.....	32
(3) 金融機関に対する当該義務違反処分の状況.....	33
2. 継続的な顧客管理	34
(1) 法令による規定.....	34
(2) 銀行における運用の実態.....	35
(3) 金融機関に対する当該義務違反処分の状況.....	35
IV. ポルトガル	37
1. 法人顧客の「真の受益者」	37
(1) 法令による規定.....	37
(2) 銀行における運用の実態.....	40
(3) 金融機関に対する当該義務違反処分の状況.....	40
2. 継続的な顧客管理	41
(1) 法令による規定.....	41
(2) 銀行における運用の実態.....	42

(3)	金融機関に対する当該義務違反処分の状況	42
V.	シンガポール	43
1.	法人顧客の「真の受益者」	43
(1)	法令による規定	43
(2)	銀行における運用の実態	45
(3)	金融機関に対する当該義務違反処分の状況	45
2.	継続的な顧客管理	46
(1)	法令による規定	46
(2)	銀行における運用の実態	47
(3)	金融機関に対する当該義務違反処分の状況	47
VI.	米国	48
1.	法人顧客の「真の受益者」	48
(1)	法令による規定	48
2.	継続的な顧客管理	50
(1)	法令による規定	50

I. 英国

1. 法人顧客の「真の受益者」

(1) 法令による規定

法人顧客の「真の受益者」の確認義務については、「2007年資金洗浄規則 (Money Laundering Regulation 2007、以下「MLR2007」という)」において規定されている。

① 「真の受益者」の定義および確認方法

(a) 「真の受益者」の定義

「真の受益者」の定義は、以下の顧客区分別に定められている (MLR2007 規則 6)。

(1) 法人企業 (body corporate)

顧客が上場企業でない場合には、株式または議決権の 25%以上を所有または支配する個人、または法人企業の経営に関して支配力を行使する個人。

(2) パートナーシップ (partnership (other than a limited liability partnership))

出資金または利益の 25%以上か、議決権の 25%以上を授権されているかまたは支配する個人、またはパートナーシップの経営に関して支配力を行使する個人。

(3) 信託 (trust)

信託財産元本に対して 25%以上の特定利害を授権されている個人、または信託目的の対象となっている一群の者、または信託を支配する個人。

(4) 上記以外の法的主体または協定 (legal entity or legal arrangement)

その法的主体または協定によって利益を得る個人が特定できる場合には、主体または協定の所有財産から 25%以上の利益を得る個人、または、その法的主体または協定によって利益を得る個人が特定できない場合には、その主体または協定の目的対象となっている一群の個人。または、その法的主体または協定の所有財産に対して 25%以上の支配力を行使する個人。

(5) その他のあらゆる場合

顧客を所有または支配するか、またはその者の代理として取引が行われる個人。

(b) 「真の受益者」の確認方法

顧客に真の受益者が存在する場合には、金融機関自身が、「真の受益者が誰であるかを知っている」ということを自ら納得できるように、真の受益者の特定情報を照合するためのリスクに応じた適切な手段を実行すること、および対象の所有・支配構造を理解するための適切な手段を実行することが求められている（MLR2007 規則 5(b)）。

なお、「真の受益者」の確認を含めた顧客デューデリジェンス全般について、金融機関には次の2点が要求されている（MLR2007 規則 7(3)）。

- (a) 顧客の種類、取引関係、商品や取引内容に基づき、リスクに応じた顧客デューデリジェンスの程度を決定すること。
- (b) 顧客デューデリジェンスの手段が資金洗浄およびテロ資金供給リスクの程度に比して適切であるということを監督機関に対して論証できるようにしておくこと。

② 「真の受益者」の確認が必要となる取引の種類およびしきい値

金融機関は以下の(a)～(d)のいずれかに該当する場合には、「真の受益者」の確認を含めた顧客デューデリジェンスを実施しなければならない（MLR2007 規則 7(1)）。

- (a) 継続的な取引を開始する場合
- (b) 臨時の取引を実行する場合
- (c) 資金洗浄やテロリストの資金調達が疑われる場合
- (d) 過去において顧客特定や照合に用いた情報について、正確性や適切性が疑われる場合

ただし、以下の商品に係る取引の場合には、資金洗浄やテロ資金供与の疑いがないければ、金融機関には「真の受益者」の確認を含めた顧客デューデリジェンスを実施する必要はない（MLR2007 規則 13(1)）。

- 以下の商品を対象とする取引（MLR2007 規則 13(7)）
 - (a) 生命保険
年間保険料が1,000ユーロを超えないか、あるいは一回の支払保険料が2,500ユーロを超えないもの。
 - (b) 年金保険
中途解約条項がなく、かつ担保として用いることができない年金制度用の保険契約。
 - (c) 退職後給付を提供する年金、老齢退職手当や類似スキーム
拠出金が雇用者拠出または被用者給与からの控除により賄われ、加入

者持分の譲渡(ただし1999年福祉改革年金法および1995年年金法によって認められているものを除く)を禁じているもの。

(d) 電子マネー

以下の条件に該当する電子マネー。

- (i) デバイスが再充填不可能であるならば、デバイスの最大貯蔵金額が150ユーロを超えないもの。
- (ii) デバイスが再充填可能であるならば、暦年中の総取引金額が2,500ユーロまでに制限されているもの。ただし、持参人による当該年の払戻額が1,000ユーロ以上である場合は除く。

○ 対象商品およびこれに関連する取引が、以下の要件を全て満たす場合

(MLR2007 規則13(8)、付表2第3条)

- (a) 成文契約を根拠とする商品である。
- (b) 関連するあらゆる取引が、EUマネー・ローンダリング指令の要求を満たす信用機関、あるいはEUマネー・ローンダリング指令と同等の規制が布かれている非欧州経済領域に存在する信用機関の顧客勘定を通じて行われる。
- (c) 商品自体や関連する取引が匿名ではなく、資金洗浄やテロリストの資金調達が疑われる場合には、遅滞なく顧客デューデリジェンスが行える性質を備えている。
- (d) 以下の限度内にある。
 - (i) 保険契約や同質の貯蓄商品については、年間保険料が1,000ユーロを超えないか、各回の支払保険料が2,500ユーロを超えない。
 - (ii) 実物資産投資用の資金調達に関連する商品については、契約関係が終了するまで当該資産の法的・実質的所有権が顧客に移転しないものに限定した上で、年間支払額が15,000ユーロを超えない。
 - (iii) これら以外の場合には、15,000ユーロを超えない。
- (e) 死亡や障害、あるいはあらかじめ定めた高齢への到達やこれらに類似する事象が生じた場合を除いては、商品や関連する取引による利益が、第三者への給付として実現しない。
- (f) 金融資産や、保険等の偶発的請求権を含む権利からなるファンドへの投資を許容する商品や関連取引の場合には、以下の条件を同時に満たす。
 - (i) その商品や関連する取引の利益が長期的にしか実現しない。
 - (ii) その商品や関連する取引の利益は担保として用いることができない。

(iii) 契約関係が続く間、繰上支払がなく、中途解約条項が用いられず、あるいは中途解除が発生しない。

- 2004年子供信託基金法に基づく子供信託基金 (child trust fund) を対象とする取引 (MLR2007 規則 13(9))。

③ リスクベース・アプローチ

顧客が以下のいずれかに該当すると信じるに足る合理的根拠がある場合には、金融機関に対し顧客デューデリジェンスは要求されない (ただし、資金洗浄やテロ資金供与の疑いのある場合は除く。MLR2007 規則 13(1))。

- 対象顧客が、EU マネー・ローンダリング指令の要求を満たす信用機関または金融機関の場合、または EU マネー・ローンダリング指令と同等の規制が布かれている非欧州経済領域に存在する信用機関または金融機関であり、かつその規制による監督を受けている場合 (MLR2007 規則 13(2))
- 対象顧客が、一定の情報開示規制の対象となる規制市場 (a regulated market subject to specified disclosure obligations) に上場している場合 (MLR2007 規則 13(3))
- 対象顧客が法律専門職であり、対象商品が、一定の要件を満たす非欧州経済領域にある合同運用勘定 (pooled account) であって、なおかつ受益者を特定するための情報が、勘定を受託する機関 (the institution which acts as a depository institution for the account) の要請に応じて開示される場合 (MLR2007 規則 13(4))
- 対象顧客が、英国の公的機関である場合 (MLR2007 規則 13(5))
- 対象顧客が、以下の要件を満たす公的機関である場合 (MLR2007 規則 13(6))
 - (a) EU 条約 (the Treaty on the European Union, OJ No C 325, 24.12.2002, p. 5.)、欧州共同体の諸条約 (the Treaties on the European Communities)、あるいは派生法 (二次法、Community secondary legislation) に従って公的機能を授けられた機関 (the authority) である。
 - (b) 当該機関に関する特定情報 (identity) が公に入手可能であり、明白かつ疑いの余地がない。
 - (c) 当該機関の活動内容と、その会計実務が透明である。
 - (d) 当該機関が欧州共同体の機関や欧州経済領域の各国機関に対して責任を負っているか、さもなければ当該機関の活動を確実に制御することができる適切な相互牽制の手続きが存在している。

④ 罰則

金融機関が「真の受益者」の確認を含めた顧客デューデリジェンスの実施に係る義務（MLR2007 規則 7(1)に規定）に違反した場合、監督機関（金融サービス庁）は適正と考える金額の罰金（civil penalties）を課することができる（MLR2007 規則 42(1)）。

また、当該義務違反は以下の刑事罰の対象にもなる（MLR2007 規則 45(1)）。

- (a) 即決裁判により、法定上限以内の罰金
- (b) 陪審裁判により、2年以下の禁固または罰金、あるいはその両方

会社法人である金融機関による違反の場合、当該違反が当該金融機関の役員（officer）の同意または黙認の下に行われたものであったり、あるいは当該役員の怠慢に帰せられるものである場合には、当該役員も刑事罰の対象となる（MLR2007 規則 47(1)）。

(2) 銀行における運用の実態

金融機関での資金洗浄対策に係る実務については、金融部門における主要な業界団体によって構成される JMLSG (Joint Money Laundering Steering Group) がガイドランス¹を作成しており、各銀行ではこれに沿った運用が行われている。

英国政府は、JMLSG のガイドランスは政府による承認を受けた業界ガイドランスであり、法的な拘束力を持つものであると主張している。FSA の規則集 (FSA Handbook) において JMLSG のガイドランスについて明白に言及していることや、同ガイドランスの規定に沿った運用が行われていなかったことが反資金洗浄規則への違反にあたることとして、行政処分の対象になった事例のあることが、同ガイドランスが執行可能であることの傍証として言及されている。しかし FATF では、同ガイドランスが FATF メソドロジーで定義されている「その他の執行可能な手段 (other enforceable means)」に該当するかどうかについては完全な分析を行っておらず、この点については次回の相互評価の際に考慮するという点について、英国政府と合意している²。

「真の受益者」の確認義務に関しては、JMLSG のガイドランスにて、以下のような措置を取ることが求められている。

- ◆ MLR2007 にて定義されている法人顧客の真の受益者 (当該法人顧客の 25% 以上を所有または支配する個人、または他の方法により当該法人顧客を所有または支配する個人) を特定しなければならない。これらの個人の身元を確認 (verify) するために、リスクに応じた適切な措置をとらなければならない (5.3.9)。
- ◆ 真の受益者の身元の確認 (verification) は、顧客の本人確認の場合とは異なり、信頼できる独立した情報源から得られる文書、データ、情報に基づいて確認することまでは求められてはいない。金融機関が真の受益者が誰であるかを知っていると納得させられるよう、リスクに応じた適切な措置を講ずればよいとされている。確認方法としては、当該受益者に関して公開されている記録の利用、顧客から提供される情報、真の受益者の身元に関し、信頼できる独立した情報源から得られる文書、データ、情報に基づくエビデンスの徴求といった手段のうち、各銀行が適切と判断する方法をリスクに応じて採用することが求められる (5.3.11)。

¹ JMLSG, “Prevention of money laundering / combating terrorist financing, Guidance for the UK financial sector,” (amended: December 2011)
<http://www.jmlsg.org.uk/industry-guidance/article/guidance>

² FATF, “Mutual Evaluation Fourth Follow-Up Report: United Kingdom,” (16 October 2009) paragraph 12.

JMLSG ガイダンス 「真の受益者の特定と身元確認」(5.3.8 項～5.3.13 項)

- 5.3.8 真の受益者とは、通常、顧客ないし取引や活動が行われる名義人を最終的に所有もしくは支配している個人である。私人(private individual)の場合、それ以外を支持する取引の特徴や周囲の状況がない限り、顧客本人が真の受益者(beneficial owner)である。そのため、そのような事例では企業に事前に真の受益者(beneficial owners)の調査を行うことは要求されていないが、顧客が自分のために行動をしていないようである場合、企業は適切な調査(enquiry)を行うべきである。
- 5.3.9 ML 規制は真の受益者を、会社法人(body corporate)かパートナーシップの 25%以上(それか信託(trusts)の 25%以上)を所有もしくは管理している個人、もしくは顧客を所有か管理している個人として定義している。これらの個人は特定されなくてはならず(identified)、彼らの身元を確認(verify)するためにリスクベースの適切な措置がとられなくてはならない。
- 5.3.10 5.3.8 項で概要が示されたような、私人である個人が真の受益者である別の個人の前面に立っている(fronting)状況下で、個人が真の受益人として「特定」されなくてはならない場合、金融機関は顧客に関して得るであろう情報と同じ情報を真の受益者に関する情報でも得なくてはならない。私人ではない真の受益者の特定に関しては、後続する 5.3.115 項を参照。
- 5.3.11 ML 規制の元での「確認(verification)」の要件はしかしながら、顧客と真の受益者とで異なる。顧客の身元は、文書、データもしくは信頼出来る独立した情報源(independent source)から得られた情報を基礎に確認されなくてはならない。真の受益者の身元を確認する義務は、金融機関が、真の受益者が誰であるか認識していると満足出来るように、リスクに応じた適切な処置をするためのものである。ビジネス関係と関連する資金洗浄やテロ資金供給取引のリスクに照らして、(もしあるなら)パブリックドメインのなかの真の受益者に関する記録の使用、顧客に関連する情報を求める、真の受益者の身元の証拠を文書、データもしくは信頼出来る独立した情報源ベースで要求する、もしくはその他の方法で情報を得ることが適切か否かは、それぞれの金融機関の検討に任されている。
- 5.3.12 したがって、低リスクの状況では、金融機関が真の受益者の身元を顧客によ

って与えられた情報から示すことが道理にかなう場合もある。これは顧客によって提示された身元についての情報そして自分が顧客に知られているという確認を含むことが出来る(身元が確認されている受託人もしくはその他の代理人を含む)。これは口頭もしくは文書で提供されてよいが、口頭で受け取られた情報は金融機関によって文書の形で記録されるべきである。

5.3.13 信託やそれに似た協定(arrangements)では、真の受益者は、個人である代わりに、信託から利益を得る人々の集合(class of persons)であることがある(5.3.24ff 項参照)。特定されなくてはならないのが人々の集合のみである場合、企業はその集合(class)の名前と範囲を確認するだけで十分である。集合の個別のメンバーそれぞれを特定する必要はない。

(3) 金融機関に対する当該義務違反処分の状況

2010 年以降の、真の受益者の確認義務への違反が認定された行政処分としては、以下の事例がある。なお、処分内容はこれ以外の違反事項も含めて決定されたものである。

日付	2010 年 8 月 2 日
名称	Royal Bank of Scotland Group : 銀行グループ (The Royal Bank of Scotland Plc、National Westminster Bank Plc、Ulster Bank Limited、Coutts & Company)
認定事実	『真の受益者の特定』に関連して、以下の様な事実が指摘されている： ・ 企業顧客の役員や真の受益者に関する十分な情報を常時記録しておらず、財務省制裁リストとの照合に脱漏が生じた。
処分内容	・ 罰金 £ 5,600,000 (£ 8,000,000 に対し、早期受諾による 30%ディスカウント)
資料	http://www.fsa.gov.uk/pubs/other/rbs_group.pdf

日付	2012 年 3 月 23 日
名称	Coutts & Company : プライベートバンク (RBS グループ)
認定事実	『真の受益者の特定』に関連して、以下の様な事実が指摘されている： ・ FSA が検査を実施したハイリスク顧客 61 件のうち 11 件の法人口座について、顧客が複雑または不明確な所有・支配構造を用いているにもかかわらず、それに合理的な理由があるか否かを確認していなかった。
処分内容	・ 罰金 £ 8,750,000 (£ 12,500,000 に対し、早期受諾による 30%ディスカウント)
資料	http://www.fsa.gov.uk/static/pubs/final/coutts-mar12.pdf

日付	2012年7月26日
名称	Turkish Bank (UK) Ltd : 北キプロス籍の銀行の子会社(英国内に6支店)
認定事実	『真の受益者の特定』に関連して、以下の様な事実が指摘されている： <ul style="list-style-type: none"> ・ コルレス契約における取引相手について、真の受益者についての十分な確認／照合が行われていなかった。同行は法人顧客の所有構造や支配構造について理解しようとしていなかったために、PEP³や制裁対象者のスクリーニングを実施しうる立場になく、また実施していなかった。 ・ 確認／照合のための情報が他言語で管理されていたため、適切な証拠であるか否かが（他言語を操る一部のスタッフ以外には）検証されていなかった。
処分内容	・ 罰金 £ 294,000（£ 420,000 に対し、早期受諾による 30%ディスカウント）
資料	http://www.fsa.gov.uk/static/pubs/final/turkish-bank.pdf

³ Politically Exposed Person : その時点またはその前年中に公職に就いている者、およびその肉親や知られている緊密な関係者を指す。

2. 継続的な顧客管理

(1) 法令による規定

① 継続的な顧客管理に関する義務

継続的な顧客管理に関する義務については、以下のように定められている。

MLR2007 規則 8

- (1) 規制対象は、契約上の関係 (a business relationship) に関する継続的な顧客管理 (ongoing monitoring) を実施しなければならない。
- (2) 継続的な顧客管理とは、以下のとおりである。
 - (a) 継続的な関係の過程において実施される各取引について、必要な場合にはその資金源 (the source of funds) を含めた精査を行った上で、当該顧客の事業およびリスク特性 (his business and risk profile) に関する規制対象の知見と、それらの取引が矛盾しないことを確認すること、および
 - (b) 顧客デューデリジェンスに用いる目的で取得した文書、データ、情報を最新のもの (up-to-date) に保つこと。

なお、継続的な顧客管理においても、金融機関には、顧客の種類、取引関係、商品や取引内容に基づき、リスクに応じた顧客デューデリジェンスの程度を決定すること、および顧客デューデリジェンスの手段が資金洗浄およびテロ資金供給リスクの程度に比して適切であるということを監督機関に対して論証できるようにしておくことが要求されている (MLR2007 規則 8(3))。

② 罰則

金融機関が継続的な顧客管理に係る義務 (MLR2007 規則 8(1)および(3)に規定) に違反した場合、監督機関 (金融サービス庁) は罰金を課すことができる (MLR2007 規則 42(1))。また、当該義務違反は裁判により刑事罰の対象ともなりうる (MLR2007 規則 45(1))。

罰則の詳細については、前項「1. 法人顧客の「真の受益者」」の罰則の項をご参照のこと。

(2) 銀行における運用の実態

「1. 法人顧客の「真の受益者」」の項（6 ページをご参照）にて既述のとおり、各銀行での資金洗浄対策に係る実務については、JMLSG のガイダンスに沿った運用が行われている。

継続的な顧客管理義務に関しては、JMLSG のガイダンスにて、以下のような措置が求められている。

- 契約上の関係（business relationship）の性質および目的に関して
 - ◆ 銀行は、継続的な顧客管理の基礎とするために、契約上の関係、または取引の目的、およびそれが意図している性質について理解しなければならない。これは明白である場合もあるが、多くの場合、銀行はこの点に関する情報を取得しなければならない（5.3.21）。
 - ◆ 取得する情報は、銀行の行うリスク評価に応じて、以下のいずれか、またはすべてを含めてよい（5.3.22）。
 - ♦ 事業／職業／雇用の性質および詳細
 - ♦ 住所の変更に関する記録
 - ♦ 契約関係において用いられる資金の出所（source）および起源（origin）
 - ♦ 当初の、および継続的な資産や資金の起源（特に、プライベートバンキングや資産管理業務の場合）
 - ♦ 現在の、および最近の財務報告書の写し
 - ♦ 署名者間の関係、および真の受益者との関係
 - ♦ 契約期間を通じて行われる予定の活動の水準および性質についての見込み
- 情報の更新に関して
 - ◆ 顧客に関する情報を保有している場合、妥当な範囲で、この情報を最新のものにしておかなければならない。顧客の身元について納得できる確認が行われた後は、（顧客の本人確認のために以前に取得した証拠の真正性や妥当性に関する疑念が生じた場合を除き）身元の再確認を行う義務はない。しかし、リスクを鑑みて必要がある場合には、銀行は顧客について保有している情報を最新の状態にするための措置をとらなければならない。例えば、既存顧客が新たな口座の開設を申し込んだり、新たな契約上の関係を求めているなど、ある種のイベントが発生した場合に、適切なエビデンスを求めることが推奨されるかもしれない（5.3.23）。

JMLSG ガイダンス

「提案されている契約上の関係の性質および目的」（5.3.21～5.3.22 項）

5.3.21 金融機関は、提案されている契約上の関係が金融機関の期待水準に沿っており、金融機関に継続的監視の意味ある基盤を提供するものであるかどうか査定するために、契約上の関係もしくは取引の目的と意図された性質を理解しなくてはならない。一定の事例では、これは自明であるが、多くの事例では企業はこの意味で情報を獲得しなくてはならない。

5.3.22 企業のリスク査定状況によって、重要たりうる情報は、以下の内のいくつかもしくは全てを含む場合がある：

- ◆ 事業／職業(occupation)／雇用(employment)の性質および詳細
- ◆ 住所の変更に関する記録
- ◆ 契約関係において用いられる資金の出所 (source) および起源 (origin)
- ◆ 当初の、および継続的な資産や資金の起源 (特に、プライベートバンキングや資産管理業務の場合)
- ◆ 現在の、および最近の財務報告書の写し
- ◆ 署名者間の関係、および真の受益者との関係
- ◆ 契約期間を通じて行われる予定の活動の水準および性質についての見込み

「情報の更新」(5.3.23～5.3.24 項)

5.3.23 顧客に関する情報を保有している場合、妥当な範囲で、この情報を最新に保たなければならない。顧客の身元について納得できる確認が行われた後は、(顧客の本人確認のために以前に取得した証拠の真正性や妥当性に関する疑念が生じた場合を除き、) 身元の再確認を行う義務はない。しかし、リスクを鑑みて必要がある場合には、金融機関は自社が顧客について適切な最新の情報を保持していることを確実にするための手段をとらなくてはならない。既存の顧客が新規口座の開設もしくは新しい関係の確立の申し込みをする、広範囲にわたるきっかけとなる出来事は、金融機関に適切な証拠を求めることが推奨するかもしれない。

5.3.24 顧客情報を最新に保つことは反資金洗浄規制の下で要求されているが、これは個人情報保護法の面でデータ保護法による要求でもある。

(3) 金融機関に対する当該義務違反処分の状況

2010年以降の、継続的顧客管理に関する義務への違反が認定された行政処分としては、以下の事例がある。なお、処分内容はこれ以外の違反事項も含めて決定されたものである。

日付	2010年5月5日
名称	Alpari (UK) Limited : 外国為替証拠金取引業者 Sudipto Chattopadhyay : 同社の取締役
認定事実	<p>《Alpari 社》</p> <p>『継続的顧客管理』に関連して、以下の様な事実が指摘されている：</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座開設時に限定された情報しか収集していなかったため、取引内容が顧客やその状況に関する同社の知見と合致するものか否かを精査するような適切な体制を保有していなかった 顧客の収入と口座からの支出額（損失額）との比較が行われていなかった <p>《Chattopadhyay 氏》</p> <p>『継続的顧客管理』に関連して、以下の様な事実が指摘されている：</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客名と経済制裁対象リストとの照合や、顧客が PEP⁴か否かの確認を一切行わないという Alpari 社の不適切な体制を放置した 経済制裁対象リストの照合と PEP チェックとの相違について、明らかに誤解がみられた 取引内容が顧客やその状況に関する同社の知見と合致するものか否かを精査するような適切な体制を保有していない、という Alpari 社の不適切な体制を放置した
処分内容	<p>《Alpari 社》</p> <ul style="list-style-type: none"> 罰金 £ 140,000（£ 200,000 に対し、早期受諾による 30%ディスカウント） <p>《Chattopadhyay 氏》</p> <ul style="list-style-type: none"> 罰金 £ 14,000（£ 20,000 に対し、早期受諾による 30%ディスカウント）と、CF10 及び CF11 の認定停止（3年間）
資料	http://www.fsa.gov.uk/pubs/final/alpari.pdf http://www.fsa.gov.uk/pubs/final/chattopadhyay.pdf

⁴ Political Exposed Person。脚注 3 をご参照のこと。

日付	2010年8月2日
名称	Royal Bank of Scotland Group : 銀行グループ (The Royal Bank of Scotland Plc、National Westminster Bank Plc、Ulster Bank Limited、Coutts & Company)
認定事実	『継続的顧客管理』に関連して、以下の様な事実が指摘されている： <ul style="list-style-type: none"> ・ 勘定の開設時を除いて、制裁リストの更新や、役員・真の受益者の変更をふまえた継続的な照合を実施していなかった。
処分内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罰金 £ 5,600,000 (£ 8,000,000 に対し、早期受諾による 30%ディスカウント)
資料	http://www.fsa.gov.uk/pubs/other/rbs_group.pdf

日付	2012年3月23日
名称	Coutts & Company : プライベートバンク (RBS グループ)
認定事実	『継続的顧客管理』に関連して、以下の様な事実が指摘されている： <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客に関して保有している情報を担当者が定期的に見なおしているという事実が明白にされておらず、取引開始後、顧客企業の重大な状況変化が公知のものとなっている場合においても、その情報が反映されていないケースがあった ・ PEP⁵に対する年次レビューに関して、新たな情報収集を行わずに前年と同一の情報を記録しているとみられるケースや、レビューの記録文書自体がみつからないケースがあった ・ ハイリスク顧客の取引モニタリングに関して、顧客との関係が明白でない相手から、多頻度の資金移動があったケースをみのがしていた
処分内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罰金 £ 8,750,000 (£ 12,500,000 に対し、早期受諾による 30%ディスカウント)
資料	http://www.fsa.gov.uk/static/pubs/final/coutts-mar12.pdf

⁵ Political Exposed Person。脚注 3 をご参照のこと。

日付	2012年7月26日
名称	Turkish Bank (UK) Ltd : 北キプロス籍の銀行の子会社(英国内に6支店)
認定事実	<p>『継続的顧客管理』に関連して、以下の様な事実が指摘されている：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同行は継続的顧客管理を目的としてコルレス契約の相手先へのアンケートを行っていたが、無回答や回答の不備について必要なフォローアップを行っていなかった。また、コルレス先が顧客取引のモニタリングを行っていないと回答してきた際に、取引の停止や契約の解除のような適切な手段を取らなかった。 ・ 同行の業務マニュアルにおいて、情報の更新を実際にどのように行うのかについての手順が示されていなかった。コルレス契約先に関するレビューのための手続きは十分に詳細なものではなく、法令により要求される水準を満たしていなかった。 ・ 同行の資金洗浄対策のための手続きでは、コルレス契約のようなリスクの高い口座について、どの程度の頻度のレビューを実施するのが適切であるかについての指示がなされていなかった。現金取引、多額の取引といった種類の取引についてモニタリング手続きが規定されてはいたものの、コルレス取引に対して適用されていなかった。
処分内容	・ 罰金£294,000 (£420,000に対し、早期受諾による30%ディスカウント)
資料	http://www.fsa.gov.uk/static/pubs/final/turkish-bank.pdf

II. フランス

1. 法人顧客の「真の受益者」

(1) 法令による規定

法人顧客の「真の受益者」の確認義務については、通貨金融法典に規定がなされている。

① 「真の受益者」の定義および確認方法

(a) 「真の受益者」の定義

「真の受益者」は、以下のように定義されている。

通貨金融法典 L.561-2-2 条

真の受益者とは直接または間接的に、顧客を支配する、または顧客のために行われる取引または活動を支配する自然人を意味する。

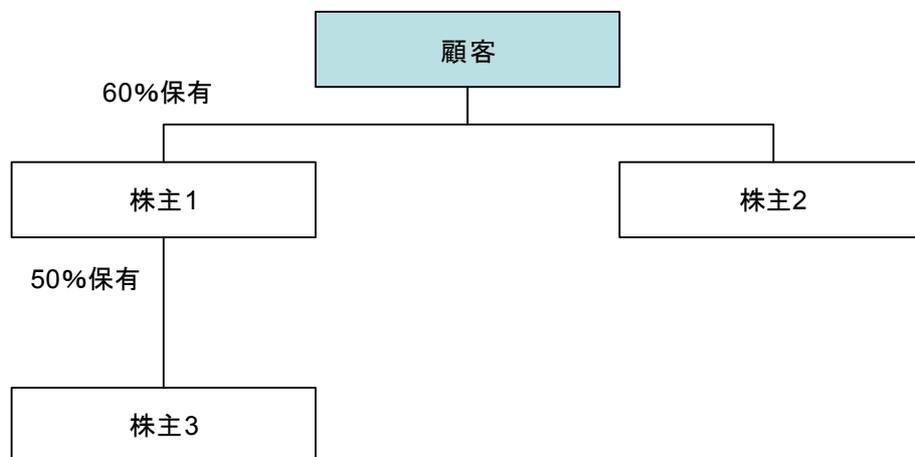
加えて、法人の種類別に具体的な定義がなされている。

- ◆ 顧客が会社の場合
会社の資本金または議決権を、直接または間接的（※）に、25%以上保持するもの、または運営・管理機関、会社の経営陣に対する支配力または他のあらゆる手段で、または株主総会に対する支配力を行使する自然人（通貨金融法典 R.561-1 条）。
- ◆ 顧客が共同投資スキームの場合
直接的または間接的にを問わず、組織の持分または株式の 25%以上を保持する自然人、または、または運営・管理機関、共同投資スキームの経営陣、また場合によっては管理会社またはポートフォリオの管理会社に対する支配力を行使する自然人（通貨金融法典 R.561-2 条）。
- ◆ 顧客が前 2 項のいずれにも該当しない法人、信託財産等の場合
資産の 25%以上を保有するもの（通貨金融法典 R.561-3 条）。

（※）「会社の資本金または議決権を間接的に 25%以上保持する」とは、当該会社の株主が発行する株式を保有することなどを通じて、当該会社を保有して

いることを指す。

顧客を間接的に保有する「真の受益者」の例



- 株主1は顧客の60%の株式を保有し、株主3は株主1の株式の50%を保有している。
- この場合、株主3は実質的に顧客の株式の30%を保有しており、真の受益者に該当する。

(b) 「真の受益者」の確認方法

金融機関は、法人が顧客になる前に、証拠力のある書類をもって、当該法人の真の受益者の本人確認を行わなければならないとされている（通貨金融法典 L.561-5 条）。

金融機関は、ビジネス関係の真の受益者を適切な手段で特定し、資金洗浄とテロ資金供給のリスクを考慮に入れて、任意の文書または適切な証拠の収集によって、集められた本人確認情報の全要素を確認しなければならない。金融機関は監督当局に対し、自らのデューデリジェンスの正当性を説明できる体勢になければならず、また、収集した文書や証拠書類を保管しておかなければならない（通貨金融法典 R.561-7 条）。なお、書類の保存期間は取引終了より 5 年間とされている（通貨金融法典 L.561-12 条）。

② 「真の受益者」の確認が必要となる取引の種類およびしきい値

原則として、法人との間で継続的に行われる取引はすべて「真の受益者」の確認が必要になる（通貨金融法典 L.561-5 条）。

一度限りの取引の場合は、資金洗浄またはテロ資金供給の疑いがある場合、または以下の条件に該当する場合に限り、「真の受益者」の確認義務が生じる（通貨金融法典 L.561-5 条）。

- 1 取引額が 15,000 ユーロを超える場合。
- 2 取引額にかかわらず送金または両替時に顧客または法的代表者が物理的に

出頭していない時。

(通貨金融法典 R561-10 条)

また、金融機関は、資金洗浄およびテロ資金供給リスクが低いと判断する場合、本人確認義務とともに真の受益者確認義務を緩和することができる。ただし金融機関は、当該リスクが低いことを、監督機関 (Autorité de Contrôle Prudentiel : ACP、健全性規制庁) に対して証明しなければならない (通貨金融法典 L.561-9 条)。

さらに、以下の取引は資金洗浄およびテロ資金供給リスクの疑いがなければ、本人確認義務および「真の受益者」の確認義務が免除される (通貨金融法典 R.561-16 条)。

- 1 年間保険料が 1,000 ユーロ未満または一回払いの保険料が 2,500 ユーロ未満の生命保険。
- 2 事故 (労災を含む) 保険、疾病保険、死亡保険、就業不能保険、失業保険で、これらの契約がローン返済保証を目的とするもの。
- 3 陸運車両、鉄道車両、航空機機体、船舶船体、貨物、自然災害、財産損害、自動車民事責任賠償、鉄道民事責任賠償、航空機民事責任賠償、船舶民事責任賠償、総合民事責任賠償、与信、保証、各種金銭喪失、法的保護、介助の各保険で保険料が経済産業省令によって設定される保険料の額に該当するもの。
- 4 買い戻し条項がなく、保証として使用することができず、定年開始から年金支払いがなされる退職保険。
- 5 使い切り型電子マネーで、最大残高が 250 ユーロ未満のもの。またはリチャージ可能な電子マネーで、1 暦年の最大利用可能額が 2,500 ユーロ以下のもの。ただし、カードの残高全額の払い戻しを要求された場合、または 1 暦年で総額 2,500 ユーロ以上の払い戻し要求を受けた場合、報告主体は本人確認義務、真の受益者確認義務、継続顧客管理義務を負う。
- 6 有形資産の融資で所有権が顧客に移転されていないか、または契約関係の終了時しか移転することはできず、その賃料が年間 15,000 ユーロを超えないもの (付加価値税を除く) で、EU 加盟国または欧州経済地域協定締約国において設立された信用機関、決済機関、保険会社、年金運用機関、農業組合、共済組合、中央銀行、投資会社のいずれかを顧客名義として開設された口座のみによって払い戻しがなされる取引。取引は単一の操作で、または関連して払い戻しを受けるように見えるいくつかの操作で実行される。
- 7 4,000 ユーロを超えず、EU 加盟国または欧州経済地域協定締約国において設立された信用機関、決済機関、保険会社、年金運用機関、農業組合、共済組合、中央銀行、投資会社のいずれかを顧客名義として開設された口座から

返済されることを条件として設定されている消費者信用取引

- 8 公的機関を使った企業の従業員向け貯蓄プラン、または退職貯蓄プランに対する支払い額（従業員が一部を負担する従業員貯蓄プランでは受益者負担分を除いたもの）で、支払い額が 8000 ユーロを超えた場合、またはその支払いが受益者名義または EU 加盟国または欧州経済地域協定締結国において設立された信用機関、決済機関、保険会社、年金運用機関、農業組合、共済組合、中央銀行、投資会社のいずれかが雇用主として開設された口座に対して行われていない場合。
- 9 資本準備金、新株、公募オプションまたは株式購入の増加を享受する目的で開設された口座で、残高が 15,000 ユーロを超えないもの。

③ リスクベース・アプローチ

以下の法人に関しては、資金洗浄およびテロ資金供給の疑いが無い限り、「真の受益者」の確認を含めた顧客デューデリジェンスに関する義務を免除される（通貨金融法典 R.561-15 条）。

- 1) ビジネス関係の顧客または、該当する場合、真の受益者が、次のいずれかに該当する場合
 - a) フランスまたは EU の他の加盟国、欧州経済地域に関する協定締結国、またはマネー・ローンダリングとテロ資金供与防止対策において同等の義務を課している第三国にて設立された信用機関、金融会社、決済機関。
 - b) フランスまたは欧州経済地域に関する協定締結国または EU 法令と同等の開示要求を課す第三国のいずれかの規制市場での取引を認められた経済産業省令に記載された上場会社
 - c) EU、欧州共同体条約、欧州連合の加盟国の公法またはその他フランスの国際条約にて規定された公的機関または公共団体で、次の 3 つの基準を満たしているもの。
 - i) 身分が公共にわかりやすく、明白であり確かである。
 - ii) その活動およびその会計慣行が明白である。
 - iii) EU 施設または加盟国当局に管轄されている、または活動を監督するための適切な手続きに規制されている。
- 2) 第三者の口座のためにフランスまたは欧州経済地域に関する協定締結国または EU 法令と同等の資金洗浄／テロ資金対策義務を課す第三国にて設立された公証人、廷吏または独立した他の法的専門職の構成員により留置された口座に蓄積された資金の真の受益者。ただし、真の受益者の身元に関する情報がこれらの口座の預託者として振る舞う信用機関が要求したときにた

だちに入手可能である場合に限る。

④ 罰則

「真の受益者」の確認を含めた顧客デューデリジェンスに関する義務に違反した場合、刑罰に関する国家委員会（Commission nationale des sanctions）による以下の行政処分の対象となる（通貨金融法典 L.561-37 条、L561-40 条）。

1. 警告
2. 戒告
3. 最長 5 年の一時事業停止
4. 承認または職業許可の取下げ

上記の一時事業停止命令は執行猶予がつく可能性がある。もし個人に制裁が言い渡されてから 5 年以内にその個人が犯罪を犯した場合、または、2 回目の規定違反を犯した場合、最初の制裁をただちに執行するものとする。ただし 2 回目の制裁の同時執行はしない。

委員会は、前述の制裁の代わりに、または制裁に加え、犯した違反の深刻さに基づいて決定される額の罰金を課することができる。その罰金は 500 万ユーロを超えてはならない。

委員会は、自らが課す制裁を新聞または他の出版物に公表されるかどうかを決定することができる。公表費用は制裁を課される個人の負担となる。

さらに委員会は制裁された個人に、制裁の対象となる行為が検知された調査を通じて発生した費用の一部または全部を負担させることを決定することができる

（２） 銀行における運用の実態

銀行においては、法人顧客の「真の受益者」を確認するために、顧客から提供される情報のほかに、企業データベースなどの外部の情報源を利用するのが一般的である。加えて、「真の受益者」が特定された場合には、その個人の身元を確認するために、公的な身分証明書類等の提出を求めている。

(3) 金融機関に対する当該義務違反処分の状況

2011年1月以降に、「真の受益者」の確認義務違反があった処分としては下記の3例がある。

日付	2013年1月10日
名称	Banque Populaire Côte d'Azur : 大手銀行の南仏事業部
認定事実	『真の受益者の特定』に関連して、以下の様な事実が指摘されている： ・ 2008年にある企業が資本金に比して高額の不動産を購入しようとした際に、真の受益者の確認を怠っていた。
処分内容	・ 同行からの合憲性の優先に関する質問への拒否 ・ 戒告処分 ・ 罰金 500,000 ユーロ
資料	http://www.acp.banque-france.fr/fileadmin/user_upload/acp/publications/registre-officiel/20130111-Decision-de-la-commission-des-sanctions.pdf

日付	2012年10月24日
名称	établissement de crédit A : 信用機関 A (社名非公表)
認定事実	『真の受益者の特定』に関連して、以下の様な事実が指摘されている： <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の口座について、真の受益者の確認に必要な要素の収集が不足していた。
処分内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警告処分 ・ 罰金 500,000 ユーロ ・ 官報にて社名は公表せず。
資料	http://www.acp.banque-france.fr/fileadmin/user_upload/acp/publications/register-officiel/20121107-Dcision-de-la-commission-des-sanctions.pdf

日付	2012年6月29日
名称	Banque Populaire des Alpes : 大手銀行のアルプス地方事業部
認定事実	『真の受益者の特定』に関連して、以下の様な事実が指摘されている： <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客の口座開設時およびに非顧客取引時に真の受益者を確認するプロセスが規定されていなかった。
処分内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戒告処分 ・ 罰金 200,00 ユーロ
資料	http://www.acp.banque-france.fr/fileadmin/user_upload/acp/publications/register-officiel/20120705-Dcision-de-la-commission-des-sanctions.pdf

2. 継続的な顧客管理

(1) 法令による規定

継続的な顧客管理の義務については、通貨金融法典に規定がおかれている。

① 取引の精査に関する義務 (FATF 勧告 5.7.1)

FATF 勧告 5.7.1 にある、顧客、業務、リスク、あるいは資金源に関して、金融機関の認識と統合的に取引が行われることを確保するための取引精査の義務については、次のように定められている。

通貨金融法典 L561-6 条第 2 段落

その期間と国家評議会法令によって確定された条件下で、報告主体はビジネス関係に関して、彼らの権利と義務の範囲内で、報告主体が自分の顧客に対しての知識と現状との一貫性が確保するよう、恒常的な警戒を実行し、実行された取引の慎重な検査を実践しなければならない。

通貨金融法典 L561-10-2 条

- 1 顧客、商品または取引について資金洗浄およびテロ資金供与のリスクが高いと思われる場合、報告主体は監視義務の精緻化をしなければならない。
- 2 報告主体は複雑な取引、異常に高額な取引、または経済的な正当性または法的目的が見当たらない取引に対し、より徹底的な検査を行わなければならない。その場合、報告主体は顧客に対し資金源と用途、取引の目的と受益者の身分確認を行う。

② 顧客に関する情報が最新・適切であることを確保する義務 (FATF 勧告 5.7.2)

FATF 勧告 5.7.2 にある、特にリスクの高い分野の顧客もしくは業務関係に対して、現存する記録を再確認することにより、顧客管理の過程で収集された文書、データまたは情報が最新かつ適切なものであることを確保するという金融機関の義務については、次のように定められている。

通貨金融法典 L.561-6 条第 2 段落

その期間と国家評議会法令によって確定された条件下で、報告主体はビジネス関係に関して、彼らの権利と義務の範囲内で、報告主体が自分の顧客に対しての知識と現状との一貫性が確保するよう、恒常的な警戒を実行し、実行された取引の慎重な検査を実践しなければならない。

金融機関は、顧客とのビジネス関係の期間中、経済担当大臣令により指定された要素（下記囲みをご参照）⁶のうち顧客の正しい知識を維持できる情報の要素を収集し、更新し、分析することとされている。

収集・更新・分析が必要とされる顧客に関する情報

- 1 ビジネス関係の知識
 - 予想される取引額とその取引の性質
 - 資金源
 - 送金先
 - 顧客や口座の利用目的・機能からみて、経済的に正当であると考えられる範囲
- 2 顧客または真の受益者の職業的、経済的、財政的状況の知識
 - a) 自然人の場合
 - アイテムが収集される時点で最新の自宅住所を確認できる文書
 - 現在の職業
 - 所得や他の資金源を推定することができる要素
 - 遺産を評価できる要素
 - b) 法人の場合
 - 本店所在地を確認できる文書
 - 定款
 - 法人における委任や権限委譲の状況
 - 財政状況を評価できる要素

これらの情報の収集と保存は資金洗浄およびテロ資金供給のリスク、およびこの

⁶ フランス通貨金融法典 R 561-12 条における資金洗浄とテロ資金供与のリスク評価目的の顧客およびビジネス関係の知識に関連する情報の要素を定義する行政命令（2009年9月2日公布）

リスクに適応した調査の評価目標に沿って実施されなければならない（通貨金融法典 R.561-12 条第 2 項）。

また金融機関は、かつて入手した自分の顧客の本人確認記録と身元情報の要素がもはや正確ではない、あるいは適切ではないと考えるに足る理由がある場合、顧客の身分確認を新たに実施しなければならない（通貨金融法典 R.561-11 条）。

③ 罰則

継続的な顧客管理を含めた顧客デューデリジェンスに関する義務に違反した場合、刑罰に関する国家委員会（Commission nationale des sanctions）による行政処分の対象となる（通貨金融法典 L.561-37 条、L561-40 条）。詳細については、前項「1. 法人顧客の「真の受益者」」の罰則の項をご参照のこと。

（2）銀行における運用の実態

銀行では、取引を開始する前に、顧客自身およびビジネス関係の目的や性質について知るために必要な情報の収集・分析を行い、これによって得られる顧客についての知識と実際の取引とが矛盾していないか、モニタリングや取引のレビューを行っている。

顧客情報の更新に関しては、随時行うということになっている。

(3) 金融機関に対する当該義務違反処分の状況

2011年1月以降、継続的な顧客管理義務違反に対して行われた処分としては下記の3例がある。

日付	2013年1月10日
名称	Banque Populaire Côte d'Azur : 大手銀行の南仏事業部
認定事実	<p>『継続的顧客管理』に関連して、以下の様な事実が指摘されている：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客Aがイタリアから複数回におよぶ多額の入金を受け取っていたことに関し、管理システム上で金額のみ記録されていた（確認義務違反）等、個人管理における不備12例。いずれも、銀行が内規に定めた管理策を実行していないことが処罰の対象になっている。 ・ 対個人口座での不備の例： <ul style="list-style-type: none"> － 閾値以上の金額の取引を行った個人に関して本社監視担当部門が担当支店に取引の調査記録を要求しているにもかかわらず提出されおらず、本社も放置していたことが金融機関の内規に違反している。 ・ 対法人口座での不備： <ul style="list-style-type: none"> － 法人の年商を確認していなかったため、口座取引の金額が当該法人の通常取引範囲内のものか管理ができていなかった。 － 内規で継続管理対象となっている取引を行った法人に対して追加調査を内規通り行ったが、提出された資料には取引理由や証拠書類が添付されていなかった。 ・ 顧客管理業務を担当する人員がフルタイム2名分しかおらず、全行の業務を管理するには不十分であること。
処分内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同行からの合憲性の優先に関する質問への拒否 ・ 戒告処分 ・ 罰金 500,000 ユーロ
資料	http://www.acp.banque-france.fr/fileadmin/user_upload/acp/publications/register-officiel/20130111-Dcision-de-la-commission-des-sanctions.pdf

日付	2012年6月29日
名称	Banque Populaire des Alpes : 大手銀行のアルプス地方事業部
認定事実	『継続的顧客管理』に関連して、以下の様な事実が指摘されている： <ul style="list-style-type: none"> 顧客の異常取引を検知するために導入されたシステムに、フォローアップ機能が装備されていなかった。 <ul style="list-style-type: none"> フォローアップ機能として、継続管理のための異常検知における重要度基準、取引の複雑度基準、経済的な動機の欠如の基準に基づいたチェックを行うべきであったとの指摘がされている。 新システム稼働の1ヶ月前に検知のための旧システムが休止され、その1ヶ月間検知が行われていなかった。
処分内容	<ul style="list-style-type: none"> 戒告処分 罰金 200,00 ユーロ
資料	http://www.acp.banque-france.fr/fileadmin/user_upload/acp/publications/register-officiel/20120705-Dcision-de-la-commission-des-sanctions.pdf

日付	2011年1月24日
名称	Caisse de Crdit municipal de Toulon : 銀行グループ
認定事実	『継続的顧客管理』に関連して、以下の様な事実が指摘されている： <ul style="list-style-type: none"> 継続的な顧客管理に関する社内規程が最新の法令に準拠していない、かつ限定的な業務においてのみ実施されている。
処分内容	<ul style="list-style-type: none"> 戒告処分 150,000 ユーロの罰金
資料	http://www.acp.banque-france.fr/fileadmin/user_upload/acp/publications/register-officiel/201101-CCMT-decision-de-l-ACP.pdf

III. ベルギー

1. 法人顧客の「真の受益者」

(1) 法令による規定

法人顧客の「真の受益者」の確認義務については、「資金洗浄とテロ資金供給を目的とする金融システムの利用の防止に関する 1993 年 1 月 11 日法（以下「1993 年法」という）」において規定されている。

金融機関は、該当する場合には、真の受益者または顧客の真の受益者の身分を確認しなければならない。そして身分を確認するためのリスクベースの、かつ適切な措置を講じなければならないとされている（1993 年法第 8 条 § 1）。

① 「真の受益者」の定義および確認方法

(a) 「真の受益者」の定義

「真の受益者」は以下のように定義されている。

1993 年法第 8 条 § 1 第 2 段落

この法律において、「真の受益者」とは、取引が行われようとする、またはビジネス関係が構築される口座を保有する顧客または自然人を最終的に所有または支配する自然人を意味する。

これらは次のとおりである。

1. 顧客が法人である場合には、直接のまたは間接の所有権（※）、または法人の株式または議決権の 25% 以上の支配権を通じて、法人を最終的に所有または支配する自然人。または法人の経営に対する支配力を他の方法で行使する自然人。

顧客または支配主体が、欧州経済領域（EEA）の国に上場している会社、または国王によって指定された第三国（以下「同等の第三国」）で、EU と同等の開示要件がある国の規制市場に上場している会社である場合は、株主が身分確認される必要はなく、自分の身分証が検証される必要はない。

2. 顧客が財団や非営利組織など企業体以外の法人である、または資金を信託、

受託者、または資金を管理・流通させる同様の法的措置である場合には法人または法的措置の財産の 25%以上の受益者である自然人。

(※) 間接的な所有権の保有についての考え方はフランスと同じ (17 ページをご参照)。

(b) 「真の受益者」の確認方法

会社法人、法人および法的措置は、自らが金融機関とビジネス関係を確立したい時、または 10,000 ユーロ以上の臨時取引または資金移転を金融機関を通じて実施したい時、金融機関に対し真の所有者の身元を開示しなければならない。金融機関は、受領した情報が適切かつ信頼できるかどうかを検証しなければならないとされている (1993 年法第 8 条 §3)。

真の受益者の本人確認のためには、当該受益者の姓名、および可能な限り生年月日と出生地をカバーしなければならない。また、可能な限り、彼の住所に関連する情報が収集されなければならない (1993 年法第 7 条 §1)。

本人確認と身分証確認は、紙や本人確認書類によって実施しなければならない。また、その本人確認書類は紙または電子コピーが作成されなければならないとされている (1993 年法第 7 条 §1)。

金融機関がこの情報を取得できない場合、または顧客が必要な情報を提供することができない場合、または、提供した情報が充分ではないもしくは信用できない場合、金融機関は当該顧客とビジネス関係を確立または維持してはならず、また、当該顧客のために取引を実行してはならない (1993 年法第 8 条 § 4)

上記の情報検証が不能である場合、金融機関は、ベルギーの FIU である CTIF-CFI (Cellule de Traitement des Informations Financières - Cel voor Financiële Informatieverwerking、金融情報処理機関) への開示が必要かどうかを判断しなければならないとされている (1993 年法第 8 条 §4)。

② 「真の受益者」の確認が必要となる取引の種類およびしきい値

金融機関は下記の場合に、顧客の本人確認・身分証確認とともに、「真の受益者」の確認を行うことが必要となる (1993 年法第 7 条 § 1)。

1. 顧客が固定客となるビジネス関係を確立したがっているとき
2. 顧客が上記 1) にいう取引関係の確立なしに下記に該当する取引を遂行することを望むとき
 - a) 単一の、または明らかに関連した複数の取引で実施するかにかかわらず 10,000 ユーロ以上となるもの。
 - b) 資金の移転に伴う支払者に関する情報における欧州議会の EC 規則第

1781/2006 号および 2006 年 11 月 15 の評議会の意味する範囲において資金移動を構成するもの。ただし 1,000 ユーロ以下で下記に該当するものは規制対象外とする。

- i. 資金移動が商品またはサービスの提供のために支払人と受取人の間で締結された契約書の条項に規定する支払である。
 - ii. 受取人の口座が商品または役務の提供のための支払を可能にするために開かれた。
 - iii. 受取人の決済サービス提供者がこの法律に定める義務の対象である。
 - iv. この決済サービス提供者が、一意の識別子によって、受取人を介して支払人まで遡って取引をトレースすることができる。
- c) 上記 a) b) に規定する場合以外でも資金洗浄またはテロ資金供与の疑いがあるとき

ただし、以下の取引の場合には確認義務の対象外となる(1993 年法第 11 条 § 1 2)。

- a) 年間保険料が 1,000 ユーロ未満または一回払いの保険料が 2,500 ユーロ未満の生命保険。
- b) 解約条項がなく、かつ担保として使用することができない年金制度保険。
- c) 年金、退職年金、または従業員に退職給付を提供する同様のスキームで、拠出金が貸金からの控除でなされており、かつ制度規則上会員の持分の譲渡を許可していないもの。
- d) 支払機関と電子マネー機関に関する 2009 年 12 月 21 日法第 4 条 § 1、33° の規定に該当する電子マネーの発行機関で、デバイスが使い切り型で、最大残高が 250 ユーロ未満のもの、またはリチャージ可能型で、12 ヶ月間の最大利用可能額が 2500 ユーロ以下のもの。ただし、当該 12 ヶ月間にデバイス保有者に対して 1,000 ユーロ以上を返金する場合には、1993 年法第 7 条および第 8 条の規定により本人確認が必要となる場合がある。
- e) EU 指令 2006/70/CE 第 3.3 条に規定された条件を全て満たした、資金洗浄またはテロ資金供給のリスクがほとんどない製品や取引。

ただし、上記の確認不要となっている取引も、資金洗浄やテロリストへの資金供与の疑いがある場合は確認免除を適用しない。

③ リスクベース・アプローチ

金融機関は下記の者に対しては、「真の受益者」の確認を含め、本人確認と身分証確認を実施する義務を負わない(1993 年法第 11 条 § 1)。

- a) 顧客や真の受益者が、ベルギーや欧州経済領域（EEA）または同等の第三国で EU と同等の法的義務と監理を課す国に設立された信用機関もしくは EU 指令 2005/60/EC の第 2 条にいう金融会社である。
- b) 顧客や真の受益者が、EU 指令 2004/39/CE にいう EU 内の、または EU 同等の開示要求を求める第三国内の規制された市場での取引を認められた上場会社（証券会社）
- c) 公証人または他の独立した法的専門職が保有するプールされている、ベルギーや欧州経済領域（EEA）または同等の第三国に開設された口座の真の受益者。ただし国際基準と整合したマネー・ローンダリングやテロ資金供与と闘うための要求に従い、その要求への遵守状況が監視されるという条件、かつ真の受益者の身元に関する情報は、リクエストに応じて、プール資金の預金取扱機関が利用可能であるという条件が満たされること。ただし、顧客が弁護士で職業上の機密保持が必要な場合はこの限りではない。
- d) 顧客や真の受益者がベルギーの公的機関である
- e) 顧客が欧州の公的機関である。
- f) EU 指令 2006/70/CE 第 3.2 条に規定された条件を全て満たしたマネー・ローンダリングまたはテロリスト資金供給のリスクがほとんどないもの。

④ 罰則

金融機関が本法の規定を遵守していない場合には、監督省庁であるベルギー国立銀行が下記の罰則を課す可能性がある（1993 年法第 40 条）。

- a) 監督省庁が自ら決定する条件に従って、採択する決定や措置を公開すること。
- b) 違反した報告主体（金融機関等）の防御の聴取等正当に当該主体を喚問した後に、最低 250 ユーロ、最高 125 万ユーロ未満の行政上の罰金を課す。

なお、各監督省庁は、当該報告主体に対して課した制裁について CTIF-CFI に報告する。

（2）銀行における運用の実態

法人顧客の「真の受益者」の特定は、法人顧客の株主構成に関する情報（株主の氏名、各株主が保有する議決権数）に基づいて行う。これらの情報は官報に掲載されたものを入手することができる。

(3) 金融機関に対する当該義務違反処分の状況

「真の受益者」の確認義務違反に関して行政処分の行われた例は確認できていない。

2. 継続的な顧客管理

(1) 法令による規定

① 取引の精査 (FATF 勧告 5.7.1) に関する義務

FATF 勧告 5.7.1 にある、顧客、業務、リスク、あるいは資金源に関して、金融機関の認識と統合的に取引が行われることを確保するための取引精査の義務については、次のように定められている。

1993 年法第 14 条

1) すべての報告主体はビジネス関係の面で継続的なデューデリジェンスを実行しなければならない。加えて、もし必要なら、実行された取引および資金源を、自分の顧客、彼の職業活動と彼のリスクプロフィールについて当該主体が把握していることと一致していることを確実にするために慎重に確認しなければならない。

また、すべての報告主体は、当該主体が特にマネー・ローンダリングまたはテロ資金提供に関連すると考える任意の取引やアクションが、顧客の事業活動の観点から自然なことなのか、あるいは特異なものなのか、状況的な要素によってなのか、あるいは関与する人の能力によるものなのかを慎重に確認しなければならない。

2) すべての報告主体は前項に基づき実行された確認に関する報告書を準備しなければならない。この報告書は必要に応じて、適切な行動のために社内に設置されたマネー・ローンダリング対策担当者に提出しなければならない。

② 顧客に関する情報が最新・適切であることを確保する義務 (FATF 勧告 5.7.2)

1993 年法第 7 条 § 3

報告主体 (カジノを除く) は、彼らが保有する自分の顧客や、顧客の代理人の本人確認データ最新のものでないことが判明した場合、それらをリスク分析に基づいて

更新しなければならない。
最終的に当該主体は当該顧客または顧客の代理人に対して再度本人確認を実施しなければならない。

また、法人顧客の「真の受益者」についても、金融機関の保有する本人確認データが最新のものでないことが判明した場合には、それらをリスク分析に基づいて更新しなければならないとされている（1993年法第8条§2）。

③ 罰則

金融機関が本法の規定を遵守していない場合には、監督省庁による罰則の対象となる（1993年法第40条）。詳細については、前項「1. 法人顧客の「真の受益者」」の罰則の項をご参照のこと。

（2） 銀行における運用の実態

取引の精査や顧客情報の更新に関しては、各銀行がそれぞれ内部的な基準を設け、これに沿った運用を行っている。

（3） 金融機関に対する当該義務違反処分の状況

2010年以降の、金融機関による継続的顧客管理義務違反に関する処分としては、以下の事例がある。

- 金融機関甲の例
2名の外国人口座開設時に本人確認を行ったが、その後、多額（多い時で月間1億円相当）の入金および出金があったにもかかわらず、内部報告ならびにCTIFへの報告を実施していなかったとして50,000ユーロの行政反則金を命じられた。（2010年2月12日付決定⁷）

- 金融機関乙の例
1名の外国人口座開設時に本人確認を行い、毎月数千ユーロの取引があった。その数年後に複数の数万ユーロの入金および出金を立て続けにあったにもかかわらず、内部報告を怠っていた。
他の顧客に対する例では、口座開設時の本人確認記録が残っておらず、その口座では20,000ユーロ近くの国際送金があったが内部報告を怠っていた。

⁷ http://www.nbb.be/doc/cp/fr/sanc/pdf/2010-02-12_kredietinstellingx.pdf

以上により、50,000 ユーロの行政反則金を命じられた。(2010年2月12日付決定⁸)

上記の金融機関甲・乙の事例は、それまで低稼働であった既存顧客に急に高額の取引が増え、単独で10,000 ユーロを超える取引があったにもかかわらず、支店にて取引に対する確認を行っておらず、そのことが内部監査で発覚した後に必要な確認書類を整えていたことが明らかになったというものである。

当局監査人が不備の存在を検知し、金融機関甲・乙に対して CTIF に報告を行うよう数回勧告したが、甲・乙がアクションを起こさなかったため、監査人が懲罰委員会に報告した。その後の懲罰委員会の検査の結果、当該取引に関し、甲・乙が内部報告を行ったという証跡が見つからなかった。

⁸ http://www.nbb.be/doc/cp/fr/sanc/pdf/2010-02-12_kredietinstellinga.pdf

IV. ポルトガル

1. 法人顧客の「真の受益者」

(1) 法令による規定

法人顧客の「真の受益者」の確認義務については、2008年6月5日付法第25/2008号（以下「法第25/2008号」という）において規定されている。

顧客が法人または法的協定である場合、あるいは顧客が自分自身の口座のために行動しているのではないことが知れた場合やそのように疑う根拠のある場合、金融機関は顧客から真の受益者の身元についての情報を取得しなければならない。この情報は、資金洗浄またはテロ資金供給のリスクに応じて、適切に検証されなければならない（法第25/2008号第7条4）。

① 「真の受益者」の定義および確認方法

(a) 「真の受益者」の定義

「真の受益者」は、以下のように定義されている。

法第25/2008号第2条

5) 「真の受益者」とは、その者に代わって取引または活動が行われる自然人、あるいは顧客を究極的に所有もしくは支配する自然人のことをいう。以下の者は少なくとも、真の受益者に含まれる。

a) 顧客が会社である場合

i) 直接または間接に（※）、法人を究極的に所有または支配する自然人、または当該法人の株式または議決権の25%以上を支配する自然人。

ただし、EUと同等の情報開示規制を受けているか、同等の国際基準の適用を受ける規制市場に上場している会社の場合は除く。

ii) その他の方法によって法人の経営に支配権を行使する自然人。

b) 顧客が、資金の管理や分配を行う基金や法的協定のような会社以外の法人である場合

i) 将来の受益者が既に決まっている場合には、所有財産の25%以上

の受益者である自然人。

- ii) 当該法的協定や主体からの利益を得る個人が決まっていない場合には、その者の利益のために当該法的協定や主体が設立または運営されている一群の個人。
- iii) 法的協定または法人財産の 25%以上に対して支配力を行使する自然人。

(※) 間接的な所有権の保有についての考え方はフランスと同じ (17 ページをご参照)。

(b) 「真の受益者」の確認方法

「真の受益者」の確認方法については、ポルトガル中央銀行の通達第 26/2005 号において規定されている。

金融機関は法人顧客の「真の受益者」について、顧客の本人確認のために取るべき手段に準じて、当該受益者の本人確認を行わなければならない (通達第 26/2005 号 2.2)

また、金融機関は法人顧客について、その所有構造および支配構造について理解できるようにするために、必要な措置を講じなければならない。また、金融機関は当該法人の究極的な所有者、ないし究極的な支配権を有する自然人を特定し、その人物の身元について知っていなければならない。また、顧客のリスク分析によって必要と判断される場合には、金融機関はさらに詳細な情報を取得し、その情報について必要かつ妥当な範囲で確認を実施することが求められている (通達第 26/2005 号 5.1)。

② 「真の受益者」の確認が必要となる取引の種類およびしきい値

金融機関は、以下の場合に「真の受益者」を確認することが必要となる (法第 25/2008 号第 8 条 1)。

- 取引関係を確立するとき
- 既に確立された取引関係の範囲外で行われる取引 (臨時の取引) を実行する前

ただし、以下の取引の場合には、資金洗浄またはテロ資金供給の疑いがなければ、「真の受益者」の確認を含めた顧客の本人確認義務は免除される (法第 25/2008 号第 25 条 1)。

- a) 以下の条件に該当する電子マネーの発行
 - ・ デバイスへの再入金不可能で、最大残高が 150 ユーロ以下のもの。

- ・ デバイスへの再入金が可能の場合、1年間の合計利用金額が2,500ユーロ以下のもの。ただし、デバイスの保有者による当該1年間の電子マネー残高の払い戻し額が1,000ユーロ以上である場合は除く。
- b) 年間の保険料が1,000ユーロ以下、または一回払いの保険料が2,500ユーロ以下の生命保険契約、年金基金契約、または同様の貯蓄スキーム。
- c) 解約条項がなく、かつ担保として使用することができない年金制度保険契約。
- d) 年金、退職年金、または従業員に退職後給付を行う同様のスキームで、拠出金が貸金からの控除によって行われており、スキームの規則によって会員の持分の譲渡を許容していないもの。

③ リスクベース・アプローチ

資金洗浄またはテロ資金供給の疑いがある場合を除き、以下のいずれかに該当する顧客については、金融機関は「真の受益者」の確認を含めた顧客デューデリジェンスの実施義務を免除される（法第25/2008号第11条1）。

- a) EU加盟国、または資金洗浄およびテロ資金供与の防止に関してEUと同等の要求を課している第三国において設立された金融機関。
- b) いずれかのEU加盟国の規制市場において株式の売買を認められている上場会社、および監督当局によって公表されている、EUと同等の報告義務の対象となっている第三国の上場会社。
- c) 国家、自治区、地方自治体、または公法による統制を受け、中央政府、地方政府、または地域政府に統合されたあらゆる性質の法人。
- d) 透明性の高い会計慣行を持ち、モニタリングの対象となっている公的機関。EU条約において言及されている機関や、財務を担当する政府部門の行政命令を通じて情報開示が行われている機関を含む。
- e) 郵便サービスを提供している主体、または公債管理機関 (Agência de Gestão da Tesouraria e da Dívida Pública)

④ 罰則

金融機関が顧客の「真の受益者」を確認する義務を遵守していない場合は法令違反に該当する（法第25/2008号第53条a）。なお、法人としての金融機関とともに、当該法人の構成員、あるいは取締役や事業部門の責任者としての役職に就いている自然人も、違反の責任を問われる（法第25/2008号第46条）。

金融機関の営業活動における違反行為については、違反者が法人である場合2万5,000ユーロから250万ユーロ、違反者が自然人である場合には1万2,500ユーロから125万ユーロの罰金の対象となる（法第25/2008号第54条）。

加えて、違反の深刻度に応じて付加的に、以下の処罰を課することができる（法第25/2008号第55条）。

- a) 違反行為に関連する業務の停止処分（3年を上限とする）
- b) 違反者が経営会議や監査会の構成員であったり、最高経営責任者、上級管理職、管理職の役職に就いていた場合、あるいは法律的にまたは任意に法人の代理として行為を行っていた場合には、当該違反者が当該法人の経営会議、監査会の構成員となること、および最高経営責任者、上級管理職、管理職および監督者の役職に就くことの禁止（3年を上限とする）
- c) 処分に関する最終決定の新聞での公表。なお、公表に要する費用は違反者が負担する。

（2） 銀行における運用の実態

「真の受益者」の確認に関する措置として一律のものが規定されているわけではなく、各銀行がそれぞれ内部的な基準を設け、これに沿った運用が行われている。

（3） 金融機関に対する当該義務違反処分の状況

監督機関であるポルトガル中央銀行によると、「真の受益者」の確認義務違反に係る処分に関し、公開されている情報はない。

2. 継続的な顧客管理

(1) 法令による規定

① 継続的な顧客管理の義務

FATF 勧告 5.7.1 にある、顧客、業務、リスク、あるいは資金源に関して、金融機関の認識と統合的に取引が行われることを確保するための取引精査の義務、および FATF 勧告 5.7.2 にある、特にリスクの高い分野の顧客もしくは業務関係に対して、現存する記録を再確認することにより、顧客管理の過程で収集された文書、データまたは情報が最新かつ適切なものであることを確保するという金融機関の義務については、次のように定められている。

法第 25/2008 号第 9 条

- 1 顧客、その代表者および真の受益者の特定に加え、本法の適用対象者は、以下を実施しなければならない。
 - a) 法人または法的協定に関しては、顧客の所有や支配構造を理解するための適切な手段をとること。
 - b) 取引関係の目的、および意図している性質についての情報を取得すること。
 - c) 顧客のリスク特性あるいは事業の特徴により必要とされる場合には、取引関係または臨時の取引の範囲内で、資金源および資金の行き先についての情報を取得すること。
 - d) 実施されている取引が、金融機関またはその者の顧客に関する知識、およびその業務特性やリスク特性と一致していることを確実にするために、取引関係の継続的なモニタリングを実施すること。
 - e) 取引関係において収集された情報が確実に、最新に保たれるようにしておくこと。

② 罰則

金融機関が、継続的な顧客管理に関する義務を遵守していない場合は法令違反に該当する（法第 25/2008 号第 53 条 d）。

罰則の詳細については、前項「1. 法人顧客の「真の受益者」」の罰則の項をご参

照のこと。

(2) 銀行における運用の実態

「真の受益者」の確認に関する措置として一律のものが規定されているわけではなく、各銀行がそれぞれ内部的な基準を設け、これに沿った運用が行われている。

(3) 金融機関に対する当該義務違反処分の状況

監督機関であるポルトガル中央銀行によると、継続的顧客管理義務違反に係る処分に関し、公開されている情報はない。

V. シンガポール

1. 法人顧客の「真の受益者」

(1) 法令による規定

法人顧客の「真の受益者」の確認義務については、シンガポール通貨監督庁法 (Monetary Authority Act of Singapore Act) 第 27B 条に基づいてシンガポール通貨監督庁 (Monetary Authority of Singapore : MAS) が発行した「銀行向け通達第 626 号 (以下「通達第 626 号」という)」⁹において規定されている。

銀行は、例外が認められている顧客を除き、顧客に関して真の受益者が存在するか否かを尋ねなければならない (通達第 626 号 4.14)。

① 「真の受益者」の定義および確認方法

(a) 「真の受益者」の定義

「真の受益者」は、以下のように定義されている。

通達第 626 号

2.1 真の受益者 (beneficial owner) とは、銀行の顧客に関する場合には、顧客を究極的に所有あるいは支配する自然人、またはその者に代わって取引が執行される者をいい、法人あるいは非法人 (body corporate or unincorporate) に対して最終的に有効な支配力を行使する者を含む

(b) 「真の受益者」の確認方法

顧客に真の受益者が存在する場合には、銀行は真の受益者を特定し照合するのに十分な情報を獲得するために、合理的な手段をとらなければならないとされている (通達第 626 号 4.15)。

また、顧客が自然人ではない場合には、銀行は顧客の所有・支配構造を理解するために、合理的な手段をとらなければならない (通達第 626 号 4.16)

⁹ 通達第 626 号は下位法令 (subsidiary legislation) ではないため、FATF の定義する「法または規則 (law or regulation)」には該当しない。ただし、本通達は片務的であり、違反した場合には刑事罰が適用されるために法的拘束力があるものとみなされ、FATF の定義する「その他の執行可能な手段 (other enforceable means)」にあたりと評価されている (FATF, “Mutual Evaluation Second Follow-Up Report: Singapore,” 25 February 2011, p.84.)。

② 「真の受益者」の確認が必要となる取引の種類およびしきい値

銀行は以下の場合に、「真の受益者」の確認を含めた顧客デューデリジェンスを実施しなければならないとされている（通達第 626 号 4.2）。

- (a) 銀行が顧客と取引関係（business relationship）を確立するとき
- (b) 取引関係のない顧客のために、20,000 シンガポールドルを超える取引を行うとき
- (c) 資金洗浄またはテロ資金供給が疑われる場合
- (d) 銀行が、既に得ている情報の真実性や妥当性に疑いをもつ場合

③ リスクベース・アプローチ

以下のいずれかに該当する顧客に関して、銀行は、資金洗浄やテロ資金供給に関連する取引であると疑う場合を除き、真の受益者の存在の有無について調査することを求められない（通達第 626 号 4.17）

- (a) シンガポール政府機関
- (b) 海外政府機関
- (c) シンガポール証券取引所に上場している企業等
- (d) シンガポール外の株式取引所に上場し、情報開示規制の対象となっている企業等
- (e) MAS の監督を受ける金融機関（MAS により特に指定されていない限り、免許両替業者および免許送金業者は除く）
- (f) シンガポール外に設立された金融機関であって、FATF の基準に沿った AML/CFT 上の要件の遵守について監督を受けているもの
- (g) 上記(e)または(f)に該当する金融機関によって運営される投資ビークル

④ 罰則

通達第 626 号は、シンガポール通貨監督庁法第 27B 条に基づく指示（direction）に相当するものであり、これに違反した場合の罰則については、シンガポール通貨監督庁法にて規定されている。

すなわち、金融機関が、第 27B 条(1)に基づいて公布された指示（direction。通達第 626 号はこれに相当する）を遵守していない、または遵守を拒絶した場合、あるいは同項に基づいて定められた規則（regulations）に違反した場合にはこれを罪とし、100 万ドル以下の罰金を課すものとした上で、有罪となった後もこれが継続する場合には 1 日あたり 10 万ドルの罰金を重課するとされている（シンガポール通貨監督庁法第 27B 条(2)）。

(2) 銀行における運用の実態

法人顧客の「真の受益者」を確認する手段としては、基本的には広く認められている。銀行では、顧客からの聞き取りや文書類（登記書類、決算書、カンパニープロフィール）の徴求によって確認を行っている。

(3) 金融機関に対する当該義務違反処分の状況

「真の受益者」の確認義務違反に関して行政処分の行われた例は確認できていない。MAS が公表している行政処分事案¹⁰の中には、シンガポール通貨監督庁法第 27B 条、あるいは通達第 626 号への違反によるものは存在しなかった。

¹⁰

<http://www.mas.gov.sg/Home/News%20and%20Publications/Enforcement%20Actions.aspx>

2. 継続的な顧客管理

(1) 法令による規定

通達第 626 号では継続的な顧客管理について、銀行は顧客との取引関係を継続的に監視しなければならないと義務付けている（通達第 626 号 4.20）。

① 取引の精査に関する義務（FATF 勧告 5.7.1）

FATF 勧告 5.7.1 にある、顧客、業務、リスク、あるいは資金源に関して、金融機関の認識と統合的に取引が行われることを確保するための取引精査の義務については、次のように定められている。

通達第 626 号

4.21 取引関係が継続している間、銀行は顧客勘定の動向（conduct）を観察し、取引を精査することにより、それらの取引が顧客の事業やリスク、あるいは（必要によっては）資金源に関する銀行の知見に合致するものであることを確認しなければならない。

4.22 銀行は、明白な、あるいは目に見える経済上、法律上の目的をもたない、複雑なまたは異例に大規模な取引や、異例の取引パターンに対しては、特別な注意を払わなければならない。

4.23 銀行は、前項 4.22 のような取引の背景や目的を可能な限り調査し、管轄監督機関の求めに応じて示すことができるよう、結果を文書化しなければならない。

② 顧客に関する情報が最新・適切であることを確保する義務（FATF 勧告 5.7.2）

FATF 勧告 5.7.2 にある、特にリスクの高い分野の顧客もしくは業務関係に対して、現存する記録を再確認することにより、顧客管理の過程で収集された文書、データまたは情報が最新かつ適切なものであることを確保するという金融機関の義務については、次のように定められている。

通達第 626 号

4.24 銀行は、顧客と真の受益者を特定するために取得した情報の適切性を定期的に見直し、特に高リスクに分類される顧客に関してその情報が最新に保たれていることを確認しなければならない。

③ 罰則

通達第 626 号に違反した場合には、シンガポール通貨監督庁法に基づく罰則が適用される。詳細については、前項「1. 法人顧客の「真の受益者」」の罰則の項をご参照のこと。

(2) 銀行における運用の実態

継続的な顧客管理に関しては、各銀行がそれぞれ自行のリスク管理基準に応じて取引のモニタリングや顧客情報のレビューを行っている。

(3) 金融機関に対する当該義務違反処分の状況

継続的な顧客管理義務違反に関して行政処分の行われた例は確認できていない。MAS が公表している行政処分事案¹¹の中には、シンガポール通貨監督庁法第 27B 条、あるいは通達第 626 号への違反によるものは存在しなかった。

¹¹ 脚注 10 に同じ。

VI. 米国

1. 法人顧客の「真の受益者」

米国では現在、「FATF40 の勧告及び 9 の特別勧告の履行状況審査のためのメソドロジー」における勧告 5 に対応するための規制制定の過程にある。そのため本項は米国の資金情報機関 (FIU) である財務省金融犯罪取締ネットワーク (Financial Crimes Enforcement Network : FinCEN) が 2012 年 2 月 29 日に公表した規制案提案に向けた事前通達 (advance notice of proposed rulemaking、以下「事前通達」という)¹²に基づいて記述を行っている。

(1) 法令による規定

① 「真の受益者」の定義および確認方法

(a) 「真の受益者」の定義

事前通達では、法人の「真の受益者」について、以下のような要件を定義に含めることを提唱している。

- (1) 以下(a)、(b)のいずれかに該当するもの
 - (a) 何らかの契約、協定、覚書、関係、仲介、多層的な存在、あるいはその他の手段を通じて、直接または間接に、当該主体の持分の 25%超を所有する各々の個人。
 - (b) (a)の条件に該当する個人が存在しない場合には、何らかの契約、協定、覚書、関係、仲介、多層的な存在、あるいはその他の手段を通じて、直接または間接に、当該主体の持分を所有する個人の中で、少なくとも他の個人と同等以上の持分を所有している者。
- (2) 当該主体の通常業務の指揮管理を行う上で、他の個人よりも大きな責任を有している個人。

(b) 「真の受益者」の確認方法

事前通達では、法人の代理として口座開設を行う個人に、当該法人の「真の受益

¹² Department of the Treasury, Financial Crimes Enforcement Network, “Customer Due Diligence Requirements for Financial Institutions,” 77 FR 13046 (March 5, 2012). <http://www.regulations.gov/#!docketDetail;D=FINCEN-2012-0001;det=FR%252BPR%252BN%252BO%252BSR>.

者」を特定してもらうことを想定している。金融機関は、顧客の提供する情報の真实性や、資金洗浄およびテロ資金供給リスクの増大について疑うべき根拠となるような特段の情報がなければ、顧客から提供される情報に基づいて「真の受益者」の確認を行うことができるとされている。

「真の受益者」の確認には、①顧客が「真の受益者」であると特定した個人について、その者の本人確認を行うことと、②顧客が「真の受益者」であると特定した個人が、本当に当該法人の「真の受益者」であるかを確認すること、という2つの意味合いがある。FinCENでは、①、②の両方について、金融機関が顧客の「真の受益者」を把握していると信ずるに足るだけの、妥当かつ実行可能な必要手続きを定めることを検討している。

② 「真の受益者」の確認が必要となる取引の種類およびしきい値

FinCENの現行の規則では、金融機関はプライベートバンキング口座の開設、および payable-through-account¹³である外国金融機関のコルレス口座を通じて行われるの場合にのみ、「真の受益者」の確認を行うことが義務付けられている(31 CFR 1010.620(b)(1), 31 CFR 1010.610(b)(1)(iii)(A))。

また、金融機関には、自行でのリスク評価に基づき、顧客の本人確認に関する内部プログラムにおいて、どのような状況において口座に関する権限を持つ、あるいは口座をコントロールしている個人についての情報を取得すべきであるかを規定することが要求されている¹⁴。

しかしFinCENでは今後、「真の受益者」に関する情報を取得する対象をすべての顧客に拡大することを検討している。その上で、「真の受益者」の特定のみを必須とする低リスクの顧客と、「真の受益者」の特定と確認とを共に必要とするよりリスクの高い顧客についてのガイダンスを発行するとしている。

③ リスクベース・アプローチ

事前通達では、顧客の本人確認義務を免除される顧客¹⁵については、「真の受益者」の確認義務も免除することを提案している。これは、これらの顧客が通常は資金洗浄・テロ資金供給のリスクと無関係であること、およびこれらの顧客の「真の受益者」に関する情報を、法執行機関や監督機関が容易に入手することが可能だからである。

¹³ 口座保有者以外の第三者が直接用いるコルレス口座のこと。

¹⁴ FIN-2010-G001, "Guidance on Obtaining and Retaining Beneficial Ownership Information," (March 5, 2010).

¹⁵ それぞれの連邦金融監督機関は、財務長官の同意を得て、特定の口座種類について顧客の本人確認義務を免除することができる(31 CFR §1020.300(6)(b))。

④ 罰則

FinCEN は、銀行秘密法 (Bank Secrecy Act) により、資金洗浄防止に係る規制の制定権、および規制の執行に係る権限を有している (31 U.S.C. §5318(h)(2), 31 USC §5318(a)(2))。事前通達では「真の受益者」の確認義務違反に対してどのような罰則を設けるかについては触れられていないが、FinCEN の制定する規則への違反は、罰金 (civil penalty) や刑事罰 (criminal penalty) の対象となりうるため (31 CFR §1010.820, §1010.840)、「真の受益者」の確認義務違反についても罰則を適用することは可能である。

2. 継続的な顧客管理

(1) 法令による規定

① 継続的な顧客管理に関する義務

FinCEN では、継続的なモニタリングとデューデリジェンスの義務を、顧客デューデリジェンスプログラム規則 (CDD program rule) の一部に組み込むことを検討している。当該規則案は以下のようなものである。

疑わしい取引に関する報告義務と整合的に、金融機関は、すべての顧客リレーションシップの継続的なモニタリングを行い、その結果に基づいて疑わしい取引を特定し報告する目的のために適切な追加的な顧客デューデリジェンスを実施するための、適切な方針、手続き、プロセスを確立し維持しなければならない。

② 罰則

事前通達では、継続的な顧客管理義務違反に対し、どのような罰則を設けるかについては触れられていない。ただし、前述のとおり FinCEN の制定する規則への違反は、罰金 (civil penalty) や刑事罰 (criminal penalty) の対象となりうるため (31 CFR §1010.820, §1010.840)、継続的な顧客管理義務違反についても罰則を適用することは可能である。